

別表（第10条関係）

指定店関係

違反項目	違反内容	処分内容	関係法令
指定要件違反	1 埼玉県内に営業所がないとき。	指定取消	規則第2条第1号
	2 専属の責任技術者がいないとき。	指定取消	規則第2条第2号
	3 工事の施工に必要な設備及び器材を有していないとき。	指定取消	規則第2条第3号
	4 代表者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。	指定取消	規則第2条第4号ア
	5 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	指定取消	規則第2条第4号イ
	6 代表者が指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。	指定取消	規則第2条第4号ウ
	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。		
	(1) 検査の結果、不合格となった場合、その改修の指示に従わないとき。	指定停止 1月以下	規則第2条第4号エ
	(2) 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止 6月以下	
	(3) 違反行為等に起因して発生した問題の解決の指示に従わないとき。	指定停止 1月以下	
	(4) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3月以下	
	(5) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6月以下	
	(6) 文書注意に従わないとき。	文書警告	
(7) 文書警告に従わないとき。	指定停止 3月以下		
届出義務違反	規則第11条の規定による届出を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消	規則第11条
指定工事店の義務違反	1 工事施工の申込みを受けた場合に、正当な理由がなく拒んだとき。	口頭注意	規則第12条第1号
	2 条例第8条第1項の規定による市長の確認を受けずに、工事に着手したとき。	指定停止 6月以下	規則第12条第2号
	3 適正な価格によりすべて責任技術者の監督のもとに誠実かつ迅速に施工しなかったとき。	指定停止 1月以下	規則第12条第3号

	4 工事完了後5日以内に、その旨を市長に報告しなかったとき。	口頭注意	規則第12条第4号
	5 工事の完了検査合格後1年以内に生じた故障について、無償で修繕しなかったとき。	指定停止 1月以下	規則第12条第5号
	6 名義を他人に貸与し、又は下請人に工事を施工させたとき。	指定停止 1月以下	規則第12条第6号
	7 災害時における復旧及び漏水防止その他市長からの緊急要請に協力しなかったとき。	口頭注意	規則第12条第7号
	8 工事に関する帳簿等を備えておらず、常に施工状況、材料の使用状況等を把握していないとき。	指定停止 1月以下	規則第12条第8号
	9 職務上知り得た秘密を漏らしたとき。	口頭注意	規則第12条第9号
工事施工に関する義務違反	1 工事技術上の欠陥により公共下水道施設又は排水設備等の機能に重大な支障を及ぼしたとき。	指定停止 3月以下	規則第8条第3号
	2 条例第10条第1項の規定により市の検査を受ける際、市から立会いを求められたにもかかわらず、当該工事を行った責任技術者を立ち合わせないとき。	指定停止 3月以下	規則第22条
不正申請	不正の手段により指定工事事業者の指定を受けたとき。	指定取消	規則第8条第5号

責任技術者関係

違反項目	違反内容	処分内容	関係法令
責任技術者に関する義務違反	1 他の指定工事店の業務を兼務しているとき。	登録停止 1月以下	規則第21条第1号
	2 常に責任技術者証を携帯せず、又は請求があった場合に、これを提示しないとき。	口頭注意	規則第21条第2号
	3 責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。	登録停止 3月以下	規則第21条第3号
	4 責任技術者証の記載事項に変更があったとき、又は責任技術者証を紛失し、若しくは損傷したときは、速やかに市長に届け出ず、又は必要がある場合に、その再交付を受けなかったとき。	登録停止 1月以下	規則第21条第4号
	5 規則第8条第1項の規定による指定工事店の指定の停止又は取消しが責任技術者の職務に起因するとき。	登録停止 3月以下	規則第19条第2号

6 文書注意に従わないとき。	文書警告	規則第19条第3号
7 文書警告に従わないとき。	指定停止 3月以下	規則第19条第3号
8 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。	登録取消	規則第19条第4号